

鶴丸城御楼門建設協議会

第 4 回 総 会

平成29年4月27日（木）

ホテルウェルビューかごしま 2階 潮騒の間

【議案第1号】平成28年度事業報告（案）及び収支決算（案）について

平成28年度事業報告（案）

鶴丸城御楼門建設協議会の平成28年度事業報告（案）は、次のとおりとする。

1 鶴丸城御楼門建設協議会の運営

鶴丸城御楼門の建設を行うため、建設協議会総会及び幹事会を開催するとともに、専門家委員会及び技術検討会議を開催した。

(1) 総会の開催

会議名	開催日	主な協議事項
第3回	平成28年 5月27日	○ 平成27年度事業報告及び収支決算について ○ 平成28年度事業計画及び収支予算について

(2) 幹事会の開催

会議名	開催日	主な協議事項
第4回	平成28年 5月19日	○ 平成27年度事業報告及び収支決算について ○ 平成28年度事業計画及び収支予算について

(3) 専門家委員会の開催

会議名	開催日	主な協議事項
第6回	平成28年 5月12日	<各回> ○ 御楼門建設に係る基礎工法の検討
第7回	6月30日	<随時報告> ○ 御楼門建設に係る基本設計について
第8回	9月30日	○ 実施設計を踏まえた御楼門建設計画について
第9回	平成29年 1月26日	○ 「鶴丸城跡保全整備に係る専門家検討会議」の開催状況等について

(4) 技術検討会議の開催

会議名	開催日	主な協議事項
第1回	平成28年 11月4日	<各回> ○ 御楼門建設に係る基礎工法の検討
第2回	11月21日	

2 鶴丸城御楼門建設に係る大径木等の調達

- (1) 県外における大径木（ケヤキ）の調達を目的として、社寺建築用櫓材を専門に扱う県外の材木商に調達等を依頼

依頼内容	鶴丸城御楼門の建設に必要なケヤキの調達及び情報収集
依頼先	柏原銘木店（千葉県市川市相之川3-9-7）
支払経費	現地調査に要する諸経費のほか、調達に至った場合は手数料として調達経費の5%相当額を負担
支払金額	24,969,048円（木材購入費、手数料、諸経費）

- (2) 県産材の調達を推進するため、鹿児島県木材協同組合連合会と業務提携し、同会職員を「鶴丸城御楼門建設協議会木材調達アドバイザー」として委嘱

業務内容	県内の木材関係者等からの情報収集や、県民からの情報提供に基づき現地調査を行うとともに、活用可能な県産材について協議・調整の上、調達等を実施
委嘱者	鹿児島県木材協同組合連合会 三窪 等 氏（元専務理事）
委嘱期間	平成27年10月1日～平成29年3月31日
支払経費	現地調査に要する諸経費、日当等を負担
支払金額	14,558,321円 （木材購入及び関連経費、アドバイザー経費等）

3 鶴丸城御楼門建設に係る基本設計・実施設計

御楼門建設に係る基本設計等を業務委託により実施

委託業務	鶴丸城御楼門建設工事基本・実施設計業務委託
受託者	公益社団法人鹿児島県建築士会（鹿児島市新屋敷町16）
契約期間	平成27年8月31日～平成28年11月30日 （当初：平成27年8月31日～平成28年8月31日） ※基礎工法検討のため、変更契約締結（増額・期間延長）
支払金額	15,308,000円 （契約額：34,424,000円 の業務完了時支払い）

平成28年度収支決算（案）

鶴丸城御楼門建設協議会の平成28年度収支決算(案)は、次のとおりとする。

【収入】

(単位:円)

項目	当初予算額	流用額	予算現額 (A)	決算額 (B)	増減額 (B)-(A)	摘要
諸収入	56,559,000	0	56,559,000	108,207,283	51,648,283	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前年度繰越金 56,558,660円 ・ 復元実行委員会管理寄附金 411,164円 ・ 復元協力寄附金 280,000円 ・ 預金利子 957,459円 ・ 積立預金繰入金 50,000,000円
合計	56,559,000	0	56,559,000	108,207,283	51,648,283	

【支出】

(単位:円)

項目	当初予算額	流用額	予算現額 (A)	決算額 (B)	増減額 (A)-(B)	摘要
協議会運営費	1,000,000	0	1,000,000	713,642	286,358	専門家委員会等委員報償費・旅費, 事務局運営費
総務企画費	1,500,000	0	1,500,000	1,331,917	168,083	木材調達アドバイザー委嘱経費
建設費	54,059,000	0	54,059,000	53,976,472	82,528	大径木調達経費, 建設に係る設計費
合計	56,559,000	0	56,559,000	56,022,031	536,969	

次期繰越額 52,185,252 円 $\left(= \begin{array}{l} \text{収入決算額} \\ 108,207,283 \end{array} - \begin{array}{l} \text{支出決算額} \\ 56,022,031 \end{array} \right)$ 円

監査結果報告書

平成28年度の鶴丸城御楼門建設協議会の会計について、支出伝票及び証拠書類を監査した結果、適正に処理・記録されており良好であると認めます。

平成29年 4月 13日

監事 鹿児島県会計管理者(兼)出納局長

迫 貴美



監事 鶴丸城御楼門復元実行委員会 副委員長
鹿児島経済同友会 副代表幹事

藤安 秀一



【議案第2号】 平成29年度事業計画（案）及び収支予算（案）

平成29年度事業計画（案）

鶴丸城御楼門建設協議会の平成29年度事業計画（案）は、次のとおりとする。

1 鶴丸城御楼門建設協議会の運営

鶴丸城御楼門の建設を行うため、建設協議会総会を開催するとともに、幹事会及び専門家委員会等を開催する。

- (1) 総会の開催
- (2) 幹事会の開催
- (3) 専門家委員会等の開催

2 鶴丸城御楼門建設に係る木材の確保

- (1) 県民から提供の申出があった県産材のうち、活用可能なものについて、引き続き、所有者との協議や調達等を行う。
- (2) 岐阜県における「鹿児島県との友好の証プロジェクト実行委員会」の取組により、御楼門の大扉用として贈呈される予定の岐阜県産ケヤキについて、本県において受入式を開催する。

3 御楼門建設工事の発注

実施設計による成果等を踏まえ、建設工事の発注方法について決定の上、建設工事の発注を行う。

鶴丸城御楼門の建設計画について（概要）

1 御楼門建設に係る設計（業務委託）について

- (1) 設計者：公益社団法人鹿児島県建築士会 会長 守真和弘
- (2) 委託期間：平成27年8月31日 ～ 平成28年11月30日
- (3) 設計指導：専門家の指導・助言に基づいて設計
 - ＜学術支援＞ ・土田 充義氏（鹿児島大学名誉教授）
・北野 隆 氏（熊本大学名誉教授）
・揚村 固 氏
（鹿児島県立短期大学名誉教授）
 - ＜技術支援＞ ・樫原 健一氏
（（一社）すまいと耐震工法研究会 代表理事）
・春日井 道彦氏
（（公財）文化財建造物保存技術協会 参事）

2 復元年代の設定

御楼門は、これまで確認されたところでは、慶長17年（1612年）に建てられ、その後、3回再建されており、明治6年（1873年）に焼失した門は、天保15年（1844年）頃に再建されたものと考えられている。

したがって、外観は明治初期に撮影された古写真に従い復元し、構法や工法は、築造当時の天保頃を想定し、資料・史料や類似例等を参考に復元する。

3 設計における根拠史料等

- (1) 現存遺構（枳形付近の石垣、礎石）
- (2) 古写真（東京国立博物館所蔵、鹿鳴館秘蔵写真帖）
- (3) 名越時敏史料四（鹿児島県史料）
- (4) 成尾常矩指図
- (5) 中国西国巡幸鹿児島着御
- (6) 鹿児島城埋蔵文化財発掘調査結果（県立埋蔵文化財センター実施）
- (7) 参考とした城郭の類似例
佐賀城鯨の門（1838）、江戸城田安門（1636）、
新発田城表門（1646）、小諸城三之門（1766） など

4 用途・構造・規模等

- (1) 用途：門
- (2) 構造：木造2階建て（二重二階）
- (3) 規模：建築面積 247.38 m²
延べ面積 215.23 m²
建築物の高さ 18.014m（鯨まで19.95m）
桁 行 19.695m
梁 間 7.878m

5 使用木材について

- (1) 1階
 - ・ 大径木・大扉…………ケヤキ
 - ・ 番 所…………ヒノキ
- (2) 2階 ……………マツ, スギ
- (3) 小屋組 ……………マツ, スギ, ヒノキ

6 主な意匠, 仕上げ等について ⇒ 関係図面等P3イメージ参照

- (1) 屋根 ……………本瓦葺き
- (2) 壁（2階）……………海鼠壁（なまこかべ）, 白漆喰仕上
- (3) 鯨 ……………青銅製
- (4) 懸魚……………木下地白漆喰仕上げ, 蕪懸魚（かぶらげぎょ）
- (5) 金物……………鋳鉄製

7 構造補強, 耐震性 ⇒ 関係図面等P4～5図面参照

文化財保護の観点から、御楼門部桁形内の礎石及び地下遺構等に影響を与えないことが御楼門建設の前提となるため、以下の構造補強を行う。

- (1) 既存の礎石を活用しつつ、門左右の礎石周りに耐圧盤（鉄筋コンクリート造）を設置
- (2) この耐圧盤上に、建物を支持する鉄骨柱（左右に4本ずつ・計8本）で構成する鉄骨フレームを設置
さらに、必要に応じて、左右の鉄骨フレームを繋ぐ鉄骨梁（2本）を使用
- (3) 建築基準法による構造計算を行い、耐震性が確保されることを確認

8 安全・防災対策

見学者の安全を確保するため、以下のものを自主的に設置する。（法的求めなし。）

- ・ 避雷針の設置
- ・ 火災警報器の設置
- ・ 屋外消火栓の設置

9 保存活用計画について

「鹿児島（鶴丸）城跡保存活用計画」の策定（平成28年3月）

<目的>

- ・ 鹿児島城跡の本質的価値と構成要素を明確化
- ・ 城跡を適切に保存管理・整備活用していくための基本方針，方法，現状変更等の取扱い基準等や整備の方向性，全体像を定める。

10 想定される工期

今後決定する受注者とも協議の上，平成32年3月の完成を目指す。

11 関係法令の手続き

- (1) 県文化財保護条例に基づく現状変更
県教育委員会許可 平成29年3月15日付け
- (2) 建築基準法の適用除外
鹿児島市認定 平成29年3月31日付け

12 総事業費（概算）

約9億円 ← 7.5億円（県建築士会試算，H25.4）

<主な増要因>

- ・ 調査，設計，工事監理費等 80百万円（当初試算に含まず）
- ・ 消費税増税（5%→8%） 25百万円（H26.4～8%）
- ・ 安全設備（消火栓，避雷針等） 15百万円（当初試算に含まず）
- ・ その他建設資材価格や労務単価の高騰など 30百万円

平成29年度収支予算（案）

鶴丸城御楼門建設協議会の平成29年度収支予算(案)は、次のとおりとする。

【収 入】

(単位:円)

項 目	予算額 (A)	H28予算額 (B)	増減額 (A)-(B)	摘要
負 担 金	66,167,000	0	66,167,000	県負担金
諸 収 入	257,186,000	56,559,000	200,627,000	・ 前年度繰越金 52,185,252円 ・ 積立預金繰入金 205,000,000円 ・ 預金利子 748円
合 計	323,353,000	56,559,000	266,794,000	

【支 出】

(単位:円)

項 目	予算額 (A)	H28予算額 (B)	増減額 (A)-(B)	摘要
協議会運営費	1,000,000	1,000,000	0	協議会運営費, 幹事会運営費, 専門家委員会運営費, 事務局運営費 等
総務企画費	2,753,000	1,500,000	1,253,000	岐阜県産ケヤキ受入関連経費 等
建 設 費	319,600,000	54,059,000	265,541,000	建設工事前金払い, 県産材の調達 等
合 計	323,353,000	56,559,000	266,794,000	

[参考1:協議会における収支状況(累計)]

(単位:千円)

	収入額(繰越金除く)	支出済額	積立金残高
H26決算	10,506	5,631	0
H27決算	753,463	71,780	630,000
H28決算	1,649	56,022	580,000
小計	765,618	133,433	580,000
H29予算(案)	66,168	323,353	375,000
合計	831,786	456,786	375,000

県基金積立額 76,731 ⇒ 収入額合計 908,517千円

[参考2:協議会における積立金運用状況]

- | | |
|--|--|
| ① H28.9.14~H29.9.14(1金融機関): 300,000,000円 | } 合計 5億8千万円
このうち, 205,000千円をH29繰入予定 |
| ② H29.3.31~H30.4.2(4金融機関): 280,000,000円 | |

【議案第3号】

御楼門建設工事の発注に係る基本方針及びスケジュール（案）について

御楼門建設工事の発注に係る基本方針（案）

- 1 発注方法
参加資格要件を設定した上での技術提案方式
- 2 施工方式
3者JV（県に準拠）
- 3 参加資格要件

	代 表 者	構 成 員 1	構 成 員 2
地域要件	九州内に営業所を有する者	県内に主たる営業所を有する者	県内に主たる営業所を有する者
技術的要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築一式工事がAランク（特定建設業） ・ 総合評定値が920点以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築一式工事がAランク（特定建設業） ・ 総合評定値が870点以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築一式工事がA又はBランク（特定建設業）
施工実績	過去15年以内に木造の城郭、神社、仏閣で延べ面積200㎡以上、かつ延べ面積2,000㎡以上（構造問わず）	延べ面積1,000㎡以上（構造問わず）	延べ面積500㎡以上（構造問わず）

4 参加資格要件の考え方

(1) 地域要件

県内業者は木造の城郭、神社、仏閣の施工実績が少ないことから、代表者については、「九州内に営業所を有する者」とする。

なお、県内業者へは、地域貢献の観点から一定の加点を検討する。

(2) 技術的要件

県の建築一式工事の入札参加資格要件（5億円以上10億円未満）に準拠する。

(3) 施工実績

木造の城郭、神社、仏閣の施工実績については、御楼門の延べ面積（215.23㎡）と同程度に設定するとともに、県の建築一式工事の入札参加資格要件（5億円以上10億円未満）に準拠する。

5 その他

実施にあたり必要となる実施要領、審査基準等は、幹事会において協議・決定する。

御楼門建設工事契約に向けたスケジュール等（案）

○4月27日 協議会総会

- ・ 発注に係る基本方針の決定

○5月上旬 発注に係る準備

- ～6月中旬
 - ・ 実施要領（案）、審査基準（案）等の作成・協議
 - ・ 技術提案書の審査会のメンバー構成の協議
 - ・ 有識者、技術者等への意見聴取

○6月下旬 幹事会

- ・ 実施要領、審査基準の決定

〃 実施に係る公告（HPへの掲載等）

○8月下旬 技術提案書の提出締め切り

○9月中 技術提案の審査、優先交渉権者の選定・協議

○10月中 受注業者の決定、契約の締結

【報告第1号】 鶴丸城御楼門の建設に必要な大径木等の調達について

＜H29.3月末現在＞

■建設に必要な大径木の調達状況(直径1[㍎]以上の原木として27本必要)

部材等	幅	厚さ	長さ	本数	種別	調達状況(うちH28調達分)
鏡柱	919 [㍎]	737 [㍎]	6.5 [㍎]	2本	角材	2本(1本)
冠木	919 [㍎]	919 [㍎]	11.0 [㍎]	1本	角材	
	919 [㍎]	919 [㍎]	6.6 [㍎]	2本		
敷梁	919 [㍎]	919 [㍎]	11.0 [㍎]	2本	丸太	1本
	919 [㍎]	919 [㍎]	6.5 [㍎]	4本		3本(1本)
脇柱 (1階柱)	737 [㍎]	737 [㍎]	6.5 [㍎]	8本	角材	3本(1本)
	737 [㍎]	737 [㍎]	7.0 [㍎]	4本		1本(1本)
寄掛柱 (1階斜め柱)	737 [㍎]	555 [㍎]	6.0 [㍎]	2本	角材	2本
	737 [㍎]	555 [㍎]	6.0 [㍎]	2本		

必要本数	27本	調達本数	12本(4本)
------	-----	------	---------

注1) 主要構造材(長大径材)として、ケヤキの利用を検討

注2) サイズ(寸法)は、実施設計により、変更の可能性あり

■調達した大径木(ケヤキ)の概要

部材等	木のサイズ	産地	調達方法
鏡柱候補	直径110 [㍎] × 長さ10.0 [㍎]	茨城県	岐阜県銘木協同組合の「全国銘木展示大会」セリ売り(H27年11月)
	直径120 [㍎] × 長さ9.0 [㍎]	茨城県	岐阜県銘木協同組合の「全国優良銘木展示即売会」セリ売り(H28年10月)
敷梁候補	直径84 [㍎] × 長さ11.2 [㍎]	茨城県	材木商から調達(H28年1月)
	直径100 [㍎] × 長さ11.4 [㍎]	茨城県	材木商から調達(H28年2月)
	直径100 [㍎] × 長さ7.0 [㍎]	千葉県	材木商から調達(H28年3月)
	直径84 [㍎] × 長さ8.8 [㍎]	三重県	岐阜県銘木協同組合の「全国優良銘木展示即売会」セリ売り(H28年10月)
脇柱候補	直径100 [㍎] × 長さ9.0 [㍎]	茨城県	材木商から調達(H28年2月)
	直径100 [㍎] × 長さ6.8 [㍎]	茨城県	材木商から調達(H28年3月)
	直径100 [㍎] × 長さ6.7 [㍎]	群馬県	材木商から調達(H28年10月)
	直径102 [㍎] × 長さ8.0 [㍎]	茨城県	材木商から調達(H28年11月)
寄掛柱候補	直径100 [㍎] × 長さ9.0 [㍎]	茨城県	材木商から調達(H28年1月)
	直径100 [㍎] × 長さ7.5 [㍎]	千葉県	

■岐阜県の協力

平成27年12月に「鹿児島県との友好の証プロジェクト実行委員会」が設立され、御楼門の大扉の部材として、岐阜県産ケヤキの提供を予定。

県産材の調達について

【平成28年度】

- ① 平成27年度に実施した「鶴丸城御楼門建設に係る大径木調査」の成果及び県民からの木の提供申出に基づき、木材調達アドバイザーによる現地調査を実施
- ② 現地調査の結果、御楼門の部材として活用可能と判定した立木について、所有者との協議の上、伐採・取得
- ③ 県木材銘木市場協同組合へ協力を要請し、伐採後の木材を保管

＜調達した県産材＞

調 達 先	調 達 状 況	備 考
林野庁 九州森林管理局 鹿児島森林管理署	ケヤキ 10本 (材積 17.6 m ³)	霧島市横川町
霧島神宮	スギ 10本 (材積 55.6 m ³)	霧島市霧島田口
桂 久昭氏 (個人)	ヒノキ 5本 (材積 11.7 m ³)	霧島市霧島田口 ※所有者は、島津藩家老 桂久武の子孫

※ このほかに、現在、所有者との協議を行っている案件がある。

【平成27年度】

- ① 県木材銘木市場協同組合、県木材協同組合連合会等との連携により、指宿市及び阿久根市所有林であったマツ材を購入
- ② 県内の木材加工業者（2社）において、一次加工及び防腐処理の上、保管

＜調達した県産材＞

調 達 先	調 達 状 況	備 考
鹿児島森林組合 指宿支所	マツ 185本 (材積 206.3 m ³)	指宿市開聞ほか
北薩森林組合	マツ 9本 (材積 13.1 m ³)	阿久根市阿久根大島

【報告第2号】 鶴丸城跡^{あと}保全整備事業の取組状況について

1 事業の目的

県指定史跡（昭和28年指定）である「鶴丸城跡」の石垣について、樹根の張り出し等の要因による部分的な^{はら}孕み出しや隙間等が見られることから、現況調査等に基づき、修復を要する部分の優先度を考慮して、必要な箇所から順次、修復工事を実施し、その保全を図る。

2 修復が必要な箇所ごとの取組状況

■ 御楼門部（黎明館正面）

→ 平成28年度 修復工事完了

- ・ 御楼門の建設に伴い、建設前に修復が必要な箇所であり、H28.1月にとりまとめた石垣の整備方針や具体的な工事内容に基づき、修復工事を実施
- ・ 工期：H28.9.13～H29.3.24

<修復工事内容>

石垣修理工事	石垣の清掃・新石材による表面処理・保存化学処理など
石塀撤去工事	石塀の撤去・転落防止の植栽など
排水溝等工事	石塁の復元・排水溝の機能回復や保護工事など

※ 整備後の様子については、関係図面等P7に掲載のとおり

■ 北御門周辺部（黎明館北：国立病院機構鹿児島医療センター側）

→ 平成28年度 事前調査・測量等実施

- ・ H27年度に市道に面した堀の石垣が一部崩落（応急工事済）し、緊急性が高い箇所であり、H29年度から修復工事に着手予定

■ 御角櫓跡周辺部（黎明館西：県立図書館側）

→ 平成28年度 事前調査・測量等実施

- ・ 御角櫓の建設に伴い、建設前に修復が必要な箇所であり、H29年度から修復工事に着手予定

3 周辺環境整備について

鶴丸城本丸跡の史跡及び建物跡等の遺構に関する解説板やサインの整備を行うため、当該史跡及び遺構に関連する文献・資料の事前調査、整備の前提となる歴史的景観の復元と修景、遺構等の表示、見学ルートの設定、解説板・サインの配置計画等について、専門家の指導・助言を得ながら、基本計画を策定する。

<スケジュール>

- H29～ 基本設計
- H30～ 実施設計
- H31～ 整備実施

【報告第3号】 ^{おすみやぐら} 鶴丸城御角櫓建設事業について

1 目的

城の防御とともに美観や威厳を保つ役目を持つ施設であり、鶴丸城の表玄関である御楼門と連なり、城郭を構成する重要な要素である御角櫓についても、県が一体的に整備する。

2 建設計画

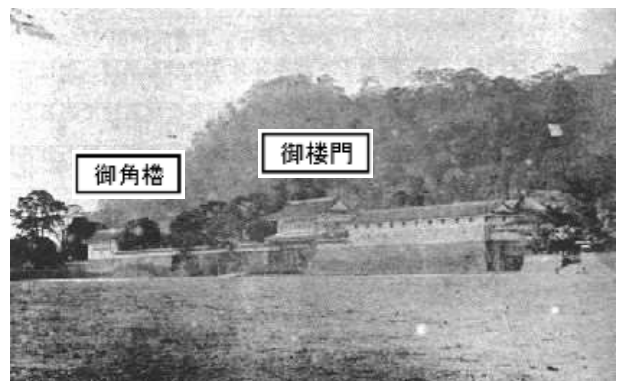
御角櫓建設のための調査，設計及び工事を行う（御角櫓と楼門の間の塀を含む）。

平成28～29年度 基本設計・実施設計

平成29年度 記念碑等移設工事，文化財現状変更許可申請

平成30年度 建設着工

平成31年度 完成 ※御楼門と同時完成（平成32年3月）



3 その他

御角櫓は、明治初期の資料では、「御角屋蔵」と表現され、物品収蔵施設としての用途もあったものとされている。

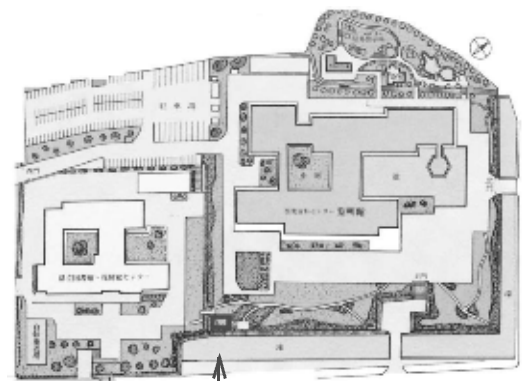
尚古集成館所蔵の奥日記の一つである「^{おもてかた ごゆうひつのまにつき}表方御右筆間日記」には、篤姫が御角櫓から祇園祭を見物したことが記されている。

元禄9年（1696年）焼失し、幕府の許可を得て再建されたが、明治6年（1873年）の大火で、本丸や御楼門などとともに再び焼失した。

御角櫓はその遺構から、南北12間（21.6m）、東西3間（5.4m）の規模と想定される。



港への道から隅櫓を望む(当時の想像図)
【鹿児島県建築士会作製】



建設予定地

御楼門及び御角櫓建設に係る主なスケジュール

1 御楼門建設

[H29. 4月時点]

年月 項目	平成26年度 2014			平成27年度 2015			平成28年度 2016			平成29年度 2017			平成30年度 2018			平成31年度 2019																															
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2
主な行事				かこしま 国民文化祭									明治維新150周年																																		
御楼門建設	建設主体の協議			協議会設立			保存活用計画策定（御角櫓を含む）（12カ月）			基本・実施設計（15カ月）			工事発注準備			工事（30カ月）																															
石垣修復工事 （御楼門部）	文化財発掘調査			植木等の移植工事			文化財発掘調査			文化財発掘調査			調査、測量、設計等			工事発注準備			修復工事																												
				大径木の調査（9カ月）			大径木の調達、乾燥、製材等（18カ月）			県文化財保護 審議会																																					

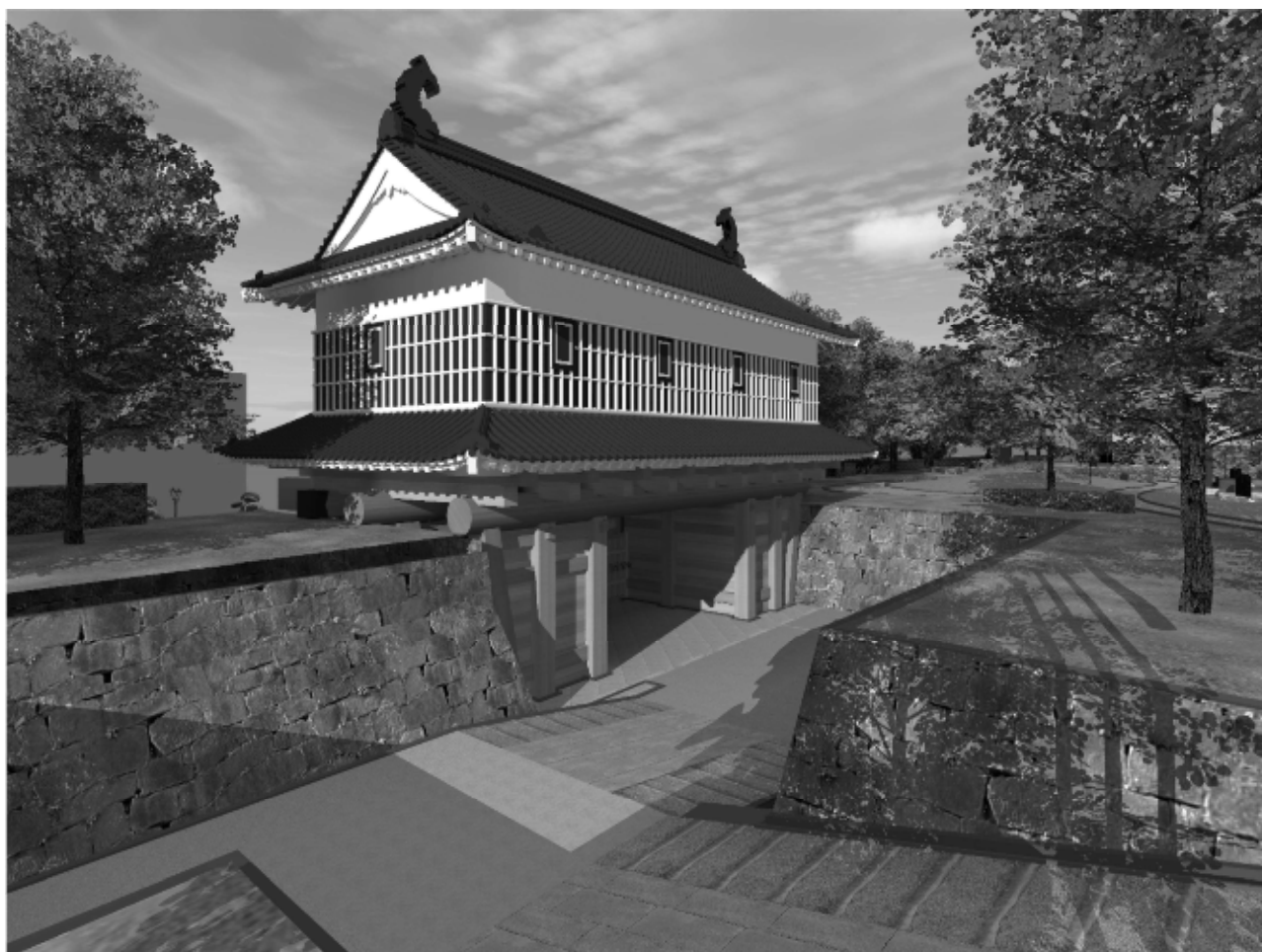
2 御角櫓建設

御角櫓建設				文化財発掘調査			樹木の移植工事			文化財発掘調査 記念碑移設工事			基本設計（9カ月）			実施設計（8カ月）			工事（24カ月）																				
石垣修復工事 （黎明館西部）										調査、測量、設計等			修復工事																										

鶴丸城御楼門建設協議会
第4回総会

関係図面等

鶴丸城御楼門の建設計画について(概要)
完成イメージ図 ①

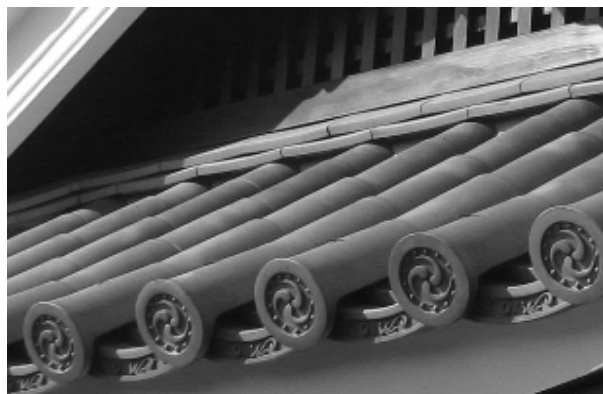


鶴丸城御楼門の建設計画について(概要)
完成イメージ図 ② (ライトアップ時)



鶴丸城御楼門の建設計画について(概要)
【参考】 6 主な意匠, 仕上げ等イメージ

(1) 屋根…本瓦葺き



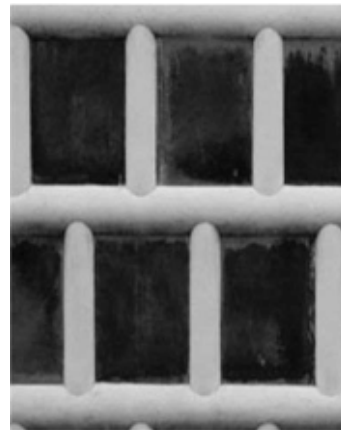
(2) 壁…海鼠壁, 白漆喰仕上



(3) 鯨…青銅製



(拡大図)



(4) 懸魚…蕪懸魚



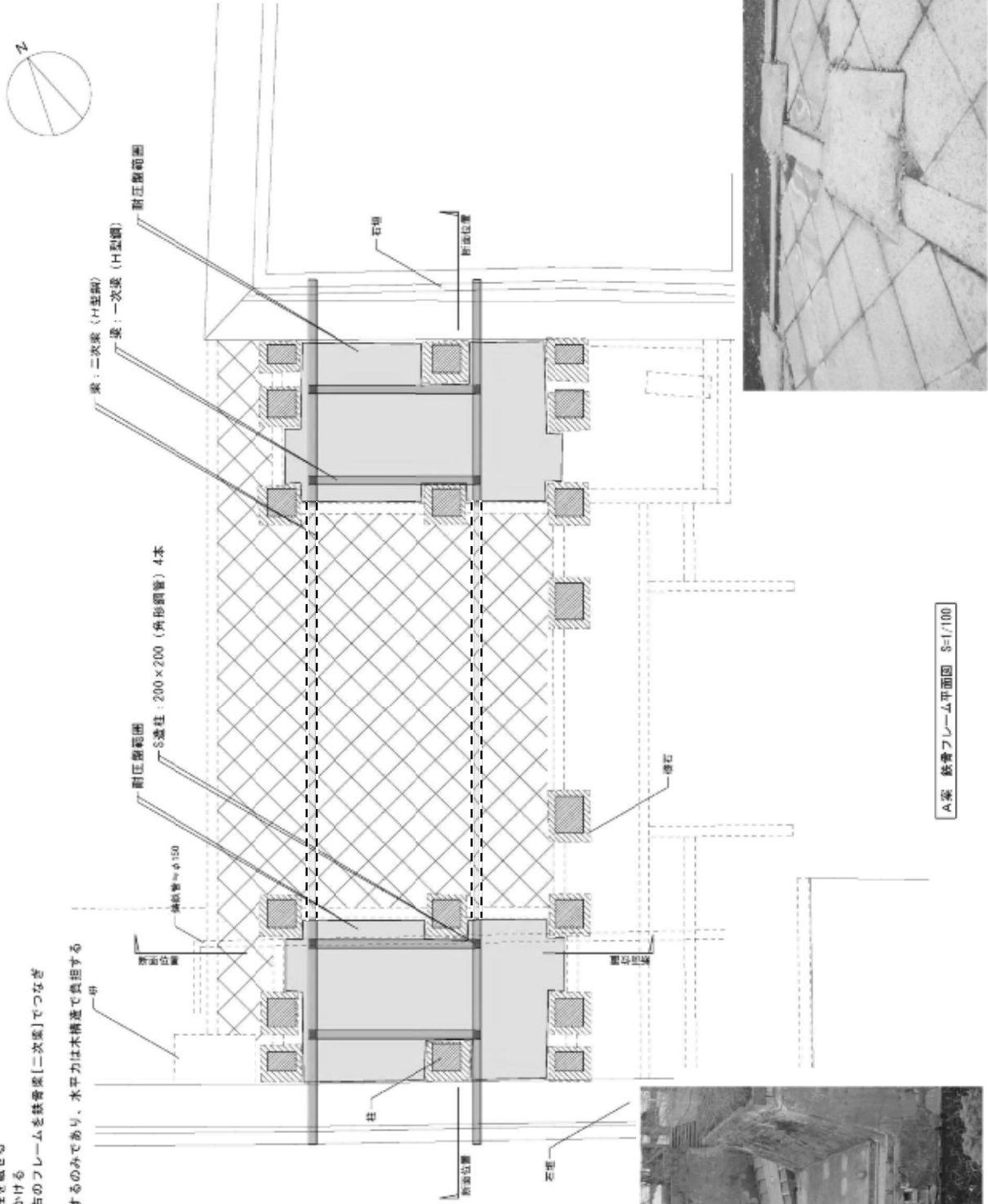
(5) 金物…鑄鉄製



鶴丸城御楼門の建設計画について(概要)
 【参考】7 構造補強, 耐震性 ①

A案 礎石を兼ねて耐圧筋十鉄骨フレーム工程

- ①埋め土をやり、礎石を兼ねて耐圧筋を設置する
- ②壁の内側に4本の柱梁【一次梁】で構成された鉄骨フレームを設置 (左右共)
- ③上部壁方はサポートをやり、礎石上に直接柱を載せる
- ④サポートをゆるめ、すこしずつ荷重を礎石にかける
- ⑤次下が発生した時点 (又はその直前) で、左右のフレームを鉄骨梁【二次梁】でつなぎ
 残りの重量はS連柱で負担する
- ⑥S連フレームは、鉛直荷重の一部をサポートするのみであり、水平力は木構造で負担する



A案 鉄骨フレーム平面図 S=1/100

図名	A-2
縮尺	1/100
図号	R
作成日	平成28年11月6日
作成者	鶴丸城御楼門建設工事
図面内容	A案 鉄骨フレーム平面図
設計者	公益社団法人 建築監理士会 一級建築士事務所 〒100-0001 東京都千代田区千代田1-2-100 TEL: 03-2354-8410 FAX: 03-2354-8411 一級建築士 上田 隆夫 国土建設士 上田 隆夫 一級建築士 上田 隆夫 国土建設士 上田 隆夫

鶴丸城跡保全整備事業による石垣の整備

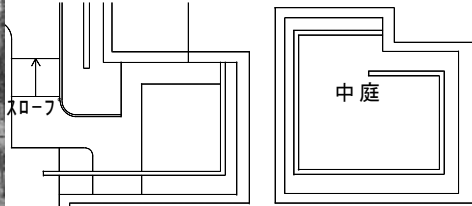
樹根の張り出し等の要因による部分的な孕み出しや隙間など修復を要する部分の優先度を考慮して、必要な箇所から順次、修復工事を実施し、その保全を図る予定

北御門周辺部

(緊急性の高い箇所)

- ・H27.6月に石垣が一部崩落し、同年12月までに応急工事を実施
- ・H28年度に修復工事に係る調査、測量、設計を実施
- ・H29～30年度に修復工事を実施

駐車場



中庭

入口



鹿児島県
歴史資料センター



石塀 (石垣上部)



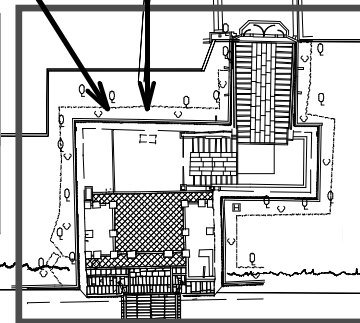
排水溝

易田草牟田線

御楼門部

(御楼門の建設に伴って修復が必要な箇所)

- ・H28.1月までに修復工事に係る事前調査を実施
- ・H28年度に修復工事を完了



黎明館西側

(御角櫓の建設に伴って修復が必要な箇所)

- ・H28年度に修復工事に係る調査、測量、設計を実施
- ・H29年度に修復工事を実施

隅欠部

(緊急性の高い箇所)

- ・優先度を考慮して、今後修復工事を実施予定

国道10号側の石垣
(平成11年に修復工事を実施)

道路境界線

国道10号

濠



鶴丸城跡保全整備事業 御楼門部石垣整備後の様子



1



2



3



4



5

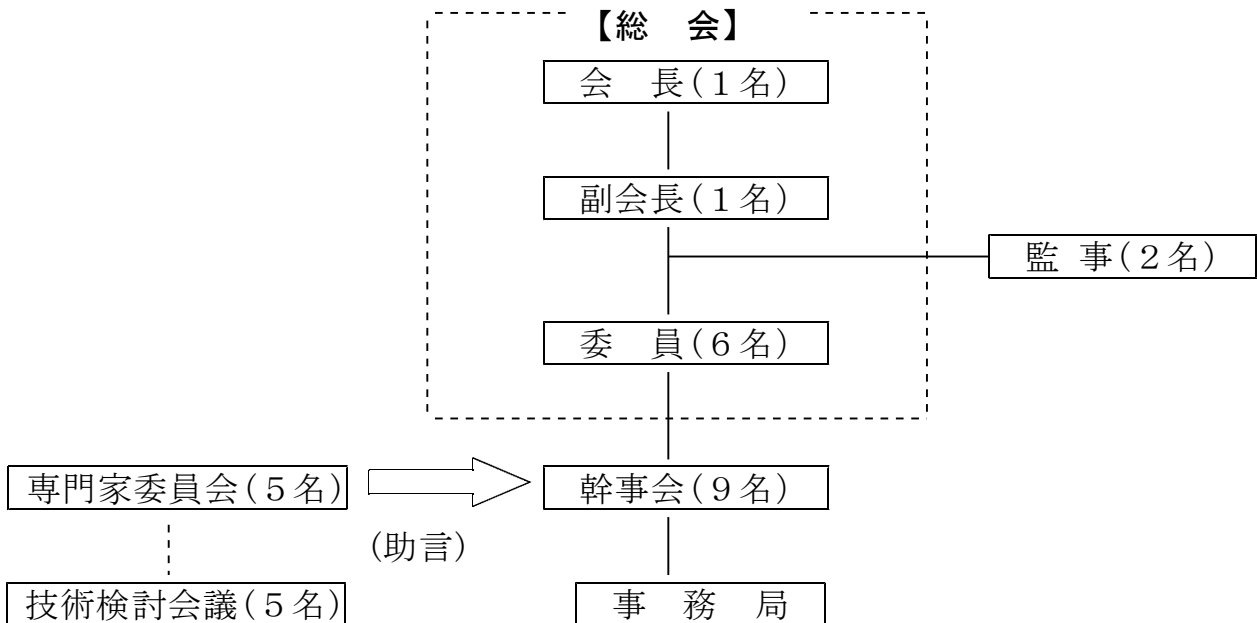


6



鶴丸城御楼門建設協議会の組織について

1 組織図



・ 協議会役員・委員

鹿児島県知事	会 長	三反園 訓
鶴丸城御楼門復元実行委員会 委員長 鹿児島経済同友会 特別幹事	副会長	玉川 文生
鹿児島県総務部県民生活局長		中山 清美
鹿児島県教育庁教育次長		谷口 浩一
鹿児島県土木部建築技監		上橋 広行
鶴丸城御楼門復元実行委員会 委員 鹿児島商工会議所 副会頭		湊本 逸雄
鶴丸城御楼門復元実行委員会 委員・法人寄付部会長 鹿児島経済同友会 特別幹事		永田 文治
鶴丸城御楼門復元実行委員会 副委員長 鹿児島県中小企業団体中央会 副会長		下園 廣一
鹿児島県会計管理者(兼)出納局長	監 事	迫 貴美
鶴丸城御楼門復元実行委員会 副委員長 鹿児島経済同友会 常任幹事	監 事	藤安 秀一

2 幹事会について

- ・ 協議会の運営，事業の実施等を円滑に行うため，協議会の下部組織として設置
- ・ 構成（9名）

県	生活・文化課楼門等建設推進室長 [幹事長]	朝倉 正二
	かごしま材振興課長	米盛 恒司
	建築課営繕室長	松尾 浩一
	文化財課長	松下 進
	黎明館副館長	福永 徳郎
実行委員会	実行委員会 副委員長 鹿児島経済同友会 常任幹事	藤安 秀一
	実行委員会 広報・企画部会長 鹿児島経済同友会 常任幹事	内村 二郎
	鹿児島商工会議所建設・資材部会 副部会長	米盛 庄一郎
	鹿児島経済同友会 事務局長	浦底 康助

3 専門家委員会について

- ・ 協議会が実施する事業について，専門家から助言をいただくために設置
- ・ 歴史，建築，考古学等の各分野の専門家で構成（5名）

鹿児島国際大学短期大学部名誉教授	三木 靖
鹿児島県立図書館長・志學館大学教授	原口 泉
株式会社島津興業常務取締役（尚古集成館担当）	田村 省三
鹿児島県立短期大学名誉教授	揚村 固
鹿児島大学法文学部教授	渡辺 芳郎

4 技術検討会議について

- ・ 基礎工法の検討に際し，技術的な見地から意見をいただくために設置
- ・ 地質学，建築工学，土木工学等の各分野の専門家で構成（5名）

鹿児島県立短期大学名誉教授	揚村 固
鹿児島大学名誉教授	大木 公彦
鹿児島大学名誉教授	北村 良介
鹿児島大学名誉教授	徳富 久二
(公財)鹿児島県住宅・建築総合センター判定部長	下舞 三男

鶴丸城御楼門建設協議会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、鶴丸城御楼門建設協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、鶴丸城の御楼門（以下「御楼門」という。）を建設することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、関係法令の諸手続き及び建設に必要な事業を行う。

第2章 組織

(組織)

第4条 協議会は、別表に掲げる者を委員として組織する。

(役員)

第5条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名

2 会長は、鹿児島県知事をもって充てる。

3 副会長は、鶴丸城御楼門復元実行委員会委員長をもって充てる。

4 監事は、鹿児島県会計管理者（兼）出納局長及び鶴丸城御楼門復元実行委員会委員のうち委員長が指名する者をもって充てる。

(役員職務)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、その職務の一部を代理することができる。

3 監事は、協議会の会計その他の事務を監査する。

(顧問)

第7条 協議会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長が指名する。

3 顧問は、重要な事項について、会長の諮問に応じ意見を述べることができる。

(任期)

第8条 委員、役員、顧問の任期は、委嘱の日から第16条の規定により協議会が解散する日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、委員及び役員は、就任時の役職を離れた場合は、原則として、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

第3章 会議

(総会)

第9条 総会は、会長が招集する。

- 2 総会の議長は、会長をもって充てる。
なお、会長の指名により副会長をもって充てることができる。
- 3 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 会則に関する事項
 - (2) 事業計画及び事業報告に関する事項
 - (3) 予算及び決算に関する事項
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、御楼門建設に係る重要な事項
- 4 総会は、委員及び役員の過半数の出席がなければ、開会することができない。
- 5 総会の議事は、出席した委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 やむを得ない理由のため総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に表決を委任し、又は書面によって表決することができる。この場合、前項の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 7 会長が必要と認める場合は、事前に送付した議案について書面をもって表決し、総会の議決に代えることができる。
- 8 会長は、必要があると認める場合は、委員及び役員以外の者に総会への出席を求めることができる。

(幹事会)

第10条 協議会の運営、事業の実施等を円滑に行うため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会の構成、運営等に関し、必要な事項は会長が別に定める。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第11条 会長は、総会を招集するいとまのないときは、緊急を要する事項について、これを専決処分することができる。

- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会において報告し、その承認を求めなければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第12条 協議会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(会計)

第13条 協議会の経費は、寄附金、負担金、補助金その他の収入をもって充てる。

(監査)

第14条 監事は、協議会の決算について監査し、総会に報告しなければならない。

(会計年度)

第15条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。ただし、解散の日の属する会計年度は、解散の日をもって終わる。

- 2 協議会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

第16条 協議会は、第2条の目的を達成したときは、総会の議決を経て解散する。

(残余財産の帰属)

第17条 前条の規定により協議会が解散した場合において、その残余財産は、鹿児島県に帰属するものとする。

第8章 補則

(補則)

第18条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、平成27年2月18日から施行する。

(経過措置)

2 協議会の設立当初の会計年度は、第15条の規定にかかわらず、この会則の施行の日から平成27年3月31日までとする。

別表（第4条関係）

所属団体及び役職名		氏名
鹿児島県知事	会長	三反園 訓
鶴丸城御楼門復元実行委員会 委員長 鹿児島経済同友会 特別幹事	副会長	玉川 文生
鹿児島県総務部県民生活局長		中山 清美
鹿児島県教育庁教育次長		谷口 浩一
鹿児島県土木部建築技監		上橋 広行
鶴丸城御楼門復元実行委員会 委員 鹿児島商工会議所 副会頭		湊本 逸雄
鶴丸城御楼門復元実行委員会 委員・法人寄付部会長 鹿児島経済同友会 特別幹事		永田 文治
鶴丸城御楼門復元実行委員会 副委員長 鹿児島県中小企業団体中央会 副会長		下園 廣一
鹿児島県会計管理者(兼)出納局長	監事	迫 貴美
鶴丸城御楼門復元実行委員会 副委員長 鹿児島経済同友会 常任幹事	監事	藤安 秀一